「投票立会人」を募集します

～知内町投票立会人募集要項～

　知内町選挙管理委員会では、町民の皆様に政治や選挙に関心を持っていただき、　　選挙を身近なものに感じていただくため、「投票立会人」を募集します。

　「投票立会人申込者」として事前に登録いただき、実際の選挙の際に、登録された方の中から選挙管理委員会が「投票立会人」を選任させていただきます。

　選挙権年齢が引き下げられ、満18歳以上の方であれば、応募することができます。　高校生や大学生など若い有権者からの応募もお待ちしています。

**１　投票立会人の主な仕事**

　選挙の公正を確保するため、選挙人の投票に立ち会う仕事です。

　具体的には、投票用紙が誤って交付されていないか、記載台に残されていないか、　　投票箱に間違いなく投函されたかなどを確認していただきます。

**２　応募要件**

　知内町の選挙人名簿に登録されている方（町内に住所を有し、満18歳以上の方）

**３　従事の概要と報酬等の金額**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 立会人区分 | 従事期間 | 従事場所 | 予定時間 | 報酬等（税込） |
| 期日前投票 | 選挙の公示（告示）の日の　翌日から投票日の前日まで | 町民センター | 8時15分～20時 | 報酬：9,600円/日  費用弁償：2,000円/日  車賃：距離に応じる |
| 当日投票 | 投票日当日 | お住まいの投票所 | 6時30分～19時 | 報酬：10,900円/日  費用弁償：2,000円/日 |

※　報酬は、国会議員の選挙等の執行経費を基準にしており、変更になる場合があります。

**４　応募方法**

　様式第１号「投票立会人登録申込書」を選挙管理委員会事務局へ提出してください。

**５　留意事項**

・　投票立会人は選挙ごとに選任するため、選挙前に名簿登録者へ改めて確認をします。

・　登録者が多数の場合は、全員に連絡しないことがあります。

・　登録は本人からの辞退の申し出がない限り継続します。ただし、町外への転出等に　より選挙人名簿から登録を抹消された場合は、選挙管理委員会で取り消します。

・　長時間の立会いになるため、体調に不安のある方の応募はご遠慮ください。

・　ご自身の本業や学業、部活動に影響がないようご留意してください。

**６　応募・問合先**

知内町選挙管理委員会事務局（知内町役場内　担当：総務課総務係）

〒０４９－１１０３　知内町字重内21-1　電話　01392-5-6161　　FAX　01392-5-7166